

新型コロナウイルス感染症に伴う 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金に関する償還免除のご案内

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金をご利用の借受人の方に、償還免除のご案内を致します。

令和7年度の住民税が「均等割・所得割いずれも非課税」である世帯については、償還免除申請書などの必要な書類を本会（徳島県社会福祉協議会）にご提出頂き、本会から免除決定等に関する通知が発出されることで、貸付金の償還（借りていたお金を返すこと）が免除となります。

次の要件に該当し、償還免除を希望する方は、別添の償還免除申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封した上で、返信用封筒をご利用頂き、期日までにご郵送頂きますようお願い致します。

1 償還免除の対象となる要件、必要書類など

償還免除要件	借受人（および世帯主）の令和7年度の住民税の均等割・所得割いずれも非課税と証明されている方
申請に必要な書類	◆償還免除申請書（様式1-1） ◆住民票 … ①免除申請時点から3か月前までに発行されたもの ②借受人が記載されており、世帯員が省略されていないもの ③世帯主など続柄が省略されていないもの ◆借受人（および世帯主）の住民税非課税であることを証明する書類 ※貸付申請時と世帯主が異なる場合、別途、書類提出が必要です。2ページ（例2）を参照。
免除対象となる資金種類	◆総合支援資金（初回貸付） ◆総合支援資金（延長貸付） ◆総合支援資金（再貸付）
償還免除対象期間	・令和4年3月までに貸付申請した場合 … 総合支援資金（初回）（※㊶）→ 一部免除 ・令和4年4月以降に貸付申請した場合 … 総合支援資金（初回）・総合支援資金（延長）（※㊷）・総合支援資金（再貸付）（※㊸）→ 一部免除 ※㊶・㊷・㊸については4ページ以降を参照 ※すでに償還済みの金額は免除対象外となります。

なお、①総合支援資金（初回貸付）②総合支援資金（延長貸付）③総合支援資金（再貸付）の3つを借入している場合、**3枚それぞれの免除申請書類のご提出**が必要になります。（例1を参照）

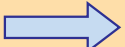
（例1）総合支援資金（初回貸付）、総合支援資金（延長貸付）、総合支援資金（再貸付）の3つを借りている場合

- ◆①総合支援資金（初回貸付）分免除申請書（様式 1-1）が1枚
- ◆②総合支援資金（延長貸付）分免除申請書（様式 1-1）が1枚
- ◆③総合支援資金（再貸付）分免除申請書（様式 1-1）が1枚の**計3枚の提出が必要**
- ◆④住民票が1枚・・・①免除申請時点から3か月前までに発行されたもの
②借受人が記載されており、世帯員が省略されていないもの
③世帯主など続柄が省略されていないもの
- ◆⑤住民税非課税であることを証明する書類1枚
（市町村の窓口で取得する「所得課税証明書」や「非課税証明書」等）

◆免除申請書（様式 1-1）の項目「世帯の状況」については次ページの「フローチャート」の3ページの結果により
☒が異なります。

（i）に該当  （1）「現在、私（借受人）が世帯主である」に☒をつけてください。

（ii）に該当  （2）「現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯」に☒をつけてください。

（iii）に該当  （4）「左記のいずれにも当てはまらない場合」に☒をつけてください。

※貸付申請時と世帯主が異なる場合に提出が必要な書類

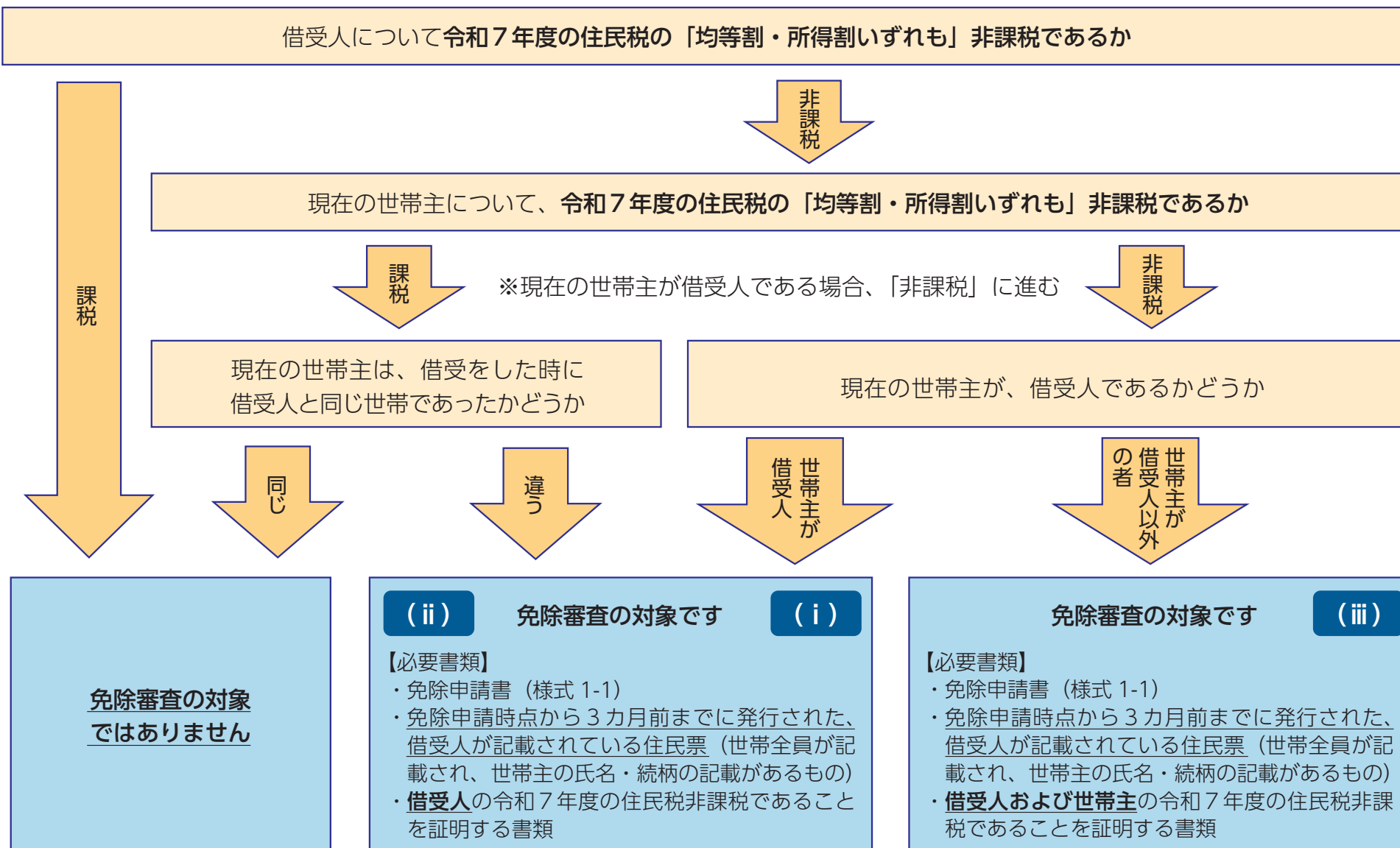
（例2）◆①死亡などの場合、死亡したことが確認出来る書類、例えば「死亡診断書」の写しなどをご提出ください。

◆②離婚などの場合、離婚したことが確認出来る書類、例えば「戸籍謄本」の写しなどをご提出ください。

2

免除要件にあてはまるかどうか、確認するためのフローチャート

以下のフローチャートにより、免除要件にあてはまるかどうか確認してください。
あてはまる場合、申請に必要な書類をあわせて確認してください。



3 対象となる資金種類および償還免除対象期間

貸付申請時期および資金種類ごとに償還免除期間が異なります。詳細は下記をご覧ください。

貸付申請時期	対象となる資金	償還が免除される期間
①令和4年3月以前に申請	総合支援資金（初回）	7年間
②令和4年4月以降に申請	総合支援資金（初回） 総合支援資金（延長）	8年間 8年間
③令和4年4月以降に申請	総合支援資金（再貸付）	9年間

①令和4年3月までに申請し、令和7年が非課税の場合

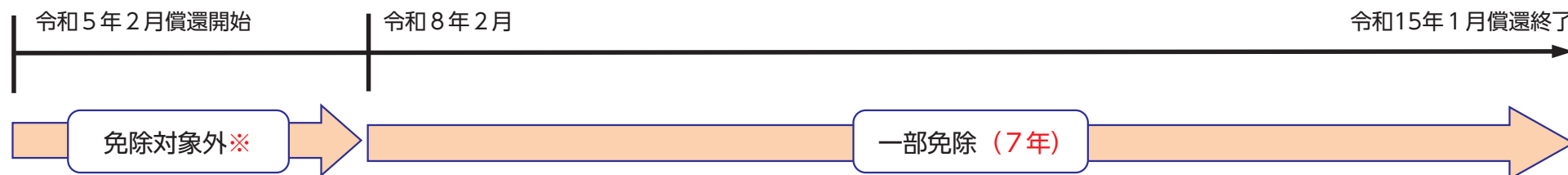
資金種類：総合支援資金（初回）

免除対象期間：7年

総合資金（初回）

※償還期間：10年

（例）償還開始月が2月だった場合



※免除対象外の令和5年2月から令和8年2月までは、償還（返済）が必要です。

⑧令和4年4月以降に申請し、令和7年度が非課税の場合

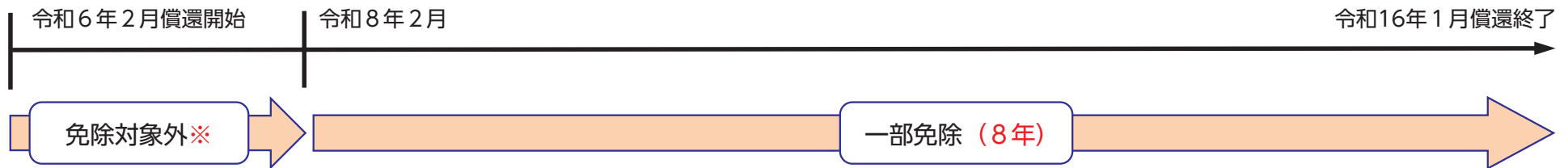
資金種類：総合支援資金（初回）、総合支援資金（延長）

免除対象期間：総合支援資金（初回）（8年）、総合支援資金（延長）（8年）

総合資金（初回）

※償還期間：10年

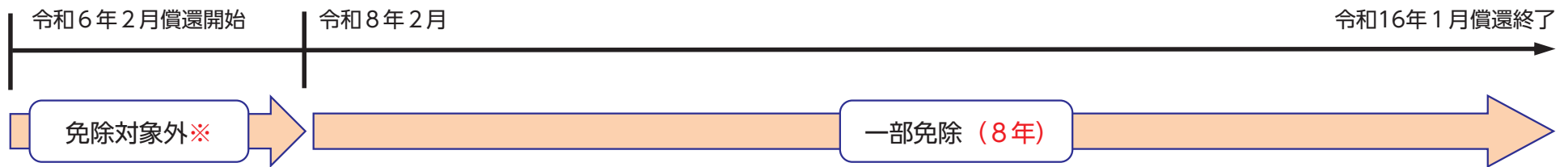
償還開始月が2月だった場合



総合資金（延長）

※償還期間：10年

償還開始月が2月だった場合



※免除対象外の令和6年2月から令和8年2月までは、償還（返済）が必要です。

◎令和4年4月以降に申請し、令和7年度が非課税の場合

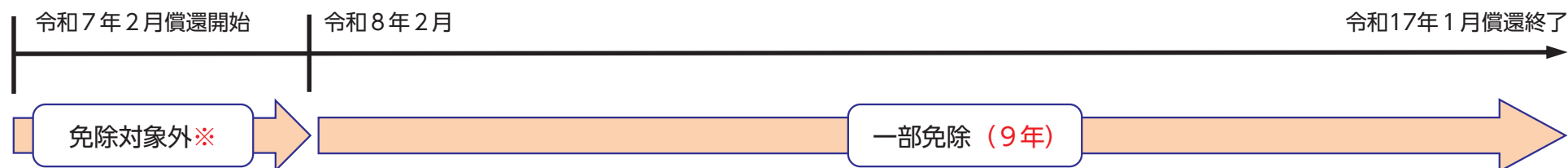
資金種類：総合支援資金（再貸付）

免除対象期間：9年間

総合資金（再貸付）

※償還期間：10年

（例）償還開始月が2月だった場合



※免除対象外の令和7年2月から令和8年2月までは、償還（返済）が必要です。

4 書類の送付先と送付期限について

送付先	〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター3F 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
送付期限	令和7年12月12日(金) 必着
送付前の確認事項	※必要書類がすべて同封されているか、送付前に必ずご確認ください。 ※必要書類の送付の際は、償還免除申請書類に同封されている返信用封筒をご利用ください。 ※送付期限を過ぎて申請された場合、書類審査の手続きが遅れ、償還が開始になる場合がございますので、期日までの提出にご協力ください。なお、すでに償還された金額は、償還免除の対象になりませんので、予めご了承ください。

5 お問い合わせ先

申請に関するお問い合わせ	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 特例貸付（専用回線）：080－8639－9700 ：080－8639－9701 代表：088－654－4461 受付時間：平日午前9時～午後5時（土日祝日を除く）
住民票など必要な証明の請求に関するお問い合わせ	徳島県内の市町村一覧 （8ページを参照してください。）
住所変更等の手続きや相談を希望される場合のお問い合わせ	徳島県内の市町村社会福祉協議会 （8ページを参照してください。）

住民票など必要な証明を取得される場合

徳島県内の市町村一覧

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
徳島市	770-8571	徳島市幸町2-5	088-621-5111
鳴門市	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170	088-684-1111
小松島市	773-8501	小松島市横須町1-1	0885-32-2111
阿南市	774-8501	阿南市富岡町トノ町12-3	0884-22-1111
吉野川市	776-8611	吉野川市鴨島町鴨島115-1	0883-22-2222
阿波市	771-1695	阿波市市場町切幡字古田201番地1	0883-36-8700
美馬市	777-8577	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	0883-52-1212
三好市	778-8501	三好市池田町サラダ1610-1	0883-72-7600
勝浦町	771-4395	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	0885-42-2511
上勝町	771-4501	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1	0885-46-0111
佐那河内村	771-4195	名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地	088-679-2111
石井町	779-3295	名西郡石井町高川原字高川原121-1	088-674-1111
神山町	771-3395	名西郡神山町神領字本野間100	088-676-1111
那賀町	771-5295	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1	0884-62-1121
牟岐町	775-8570	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	0884-72-1111
美波町	779-2395	海部郡美波町奥河内字本村18-1	0884-77-1111
海陽町	775-0295	海部郡海陽町大里字上中須128	0884-73-1234
松茂町	771-0295	板野郡松茂町広島字東裏30	088-699-2111
北島町	771-0285	板野郡北島町中村字上地23-1	088-698-9801
藍住町	771-1292	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	088-637-3111
板野町	779-0192	板野郡板野町吹田字町南22-2	088-672-5980
上板町	771-1392	板野郡上板町七條字経塚42	088-694-3111
つるぎ町	779-4195	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	0883-62-3111
東みよし町	779-4795	三好郡東みよし町加茂3360	0883-82-6303

住所変更等の手続きや相談を希望される場合

徳島県内の市町村の社会福祉協議会

市町村社協名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号
徳島市社会福祉協議会	770-8053	徳島市沖浜東2丁目16番地	徳島市生涯福祉センター	088-625-4356
鳴門市社会福祉協議会	772-0003	鳴門市撫養町南浜字東浜24-2	鳴門市健康福祉交流センター	088-685-7170
小松島市社会福祉協議会	773-0006	小松島市横須町11-7	小松島市総合福祉センター	0885-33-2255
阿南市社会福祉協議会	774-0030	阿南市富岡町北通33-1	阿南ひまわり会館	0884-23-7288
吉野川市社会福祉協議会	776-0010	吉野川市鴨島町鴨島252-1	日本フネン市民プラザ内	0883-22-2741
阿波市社会福祉協議会	771-1622	阿波市市場町興崎字北分60	市場総合福祉センター	0883-36-5511
美馬市社会福祉協議会	779-3610	美馬市脇町大字脇町1265番地1	美馬市合同会館1F	0883-53-7830
三好市社会福祉協議会	778-0003	三好市池田町サラダ1884-4	三好市社会福祉協議会	0883-72-5715
勝浦町社会福祉協議会	771-4305	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	勝浦町住民福祉センター	0885-42-4652
上勝町社会福祉協議会	771-4501	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1	上勝町コミュニティセンター	0885-46-0919
佐那河内村社会福祉協議会	771-4101	名東郡佐那河内村下字西ノハナ27	佐那河内村民体育館横	088-679-2304
石井町社会福祉協議会	779-3223	名西郡石井町高川原字高川原2112-3	石井町クリーンセンター	088-674-0139
神山町社会福祉協議会	771-3310	名西郡神山町神領字本上角93-1	神山町高齢者生産活動センター	088-676-1166
松茂町社会福祉協議会	771-0220	板野郡松茂町広島字三番越2-2	松茂町老人福祉センター松鶴苑	088-699-5352
北島町社会福祉協議会	771-0207	板野郡北島町新喜来字南古田88-1	北島町老人福祉センター	088-698-8910
藍住町社会福祉協議会	771-1203	板野郡藍住町奥野字矢上前32-1	藍住町総合文化ホール2階	088-692-9951
板野町社会福祉協議会	779-0105	板野郡板野町大寺字亀山西169-5	板野町町民センター	088-672-0051
上板町社会福祉協議会	771-1330	板野郡上板町西分字橋西1-11	上板町老人福祉センター	088-694-6155
那賀町社会福祉協議会	771-5406	那賀郡那賀町延野字王子原31-1	相生老人福祉センター	0884-64-0026
美波町社会福祉協議会	779-2305	海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2	美波町医療保健センター	0884-77-0342
牟岐町社会福祉協議会	775-0004	海部郡牟岐町大字川長字新光寺60-1	牟岐町デイサービスセンター清流荘	0884-72-1151
海陽町社会福祉協議会	775-0302	海部郡海陽町奥浦字新町44	海陽町海部庁舎2階	0884-73-1980
つるぎ町社会福祉協議会	779-4103	美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇230-16	つるぎ町地域拠点センター	0883-62-5073
東みよし町社会福祉協議会	779-4702	三好郡東みよし町西庄字横手70	三加茂老人福祉センター	0883-82-6309